

# 見直し案の変更について

令和5年3月

宮崎市企画財政部都市戦略課



- ✓ これまでの検討結果や市民検討会からのご意見等を踏まえ、前回までに提示した見直し案の一部について変更を検討。

## 1 値下げとなる施設への対応

→ 見直しの目的を踏まえ、値下げとなる場合の対応を整理

## 2 設備使用料の考え方の整理

→ 設備使用料の別途徴収にあたり、コストの算定方法を再整理

## 3 屋外スポーツ施設の考え方の整理

→ グラウンドの整備レベルに応じた使用料の設定を検討

# 1 値下げとなる施設への対応（現在の案）

- ✓ 今回の見直しでは「**統一的な基準に基づく根拠のある金額の設定**」（公平性の確保）を主な目的としているため、算定の結果、値上げになる施設もあれば、値下げとなる施設もある。
- ✓ しかしながら、**財政的な課題解決**も図る必要があるため、料金の統一化は担保しつつ、値下げとなる施設数をある程度抑制するため、基礎単価の算定において**下限額**を設けることを検討。

（単位：円/h）

使用料区分		旧市施設の 現行使用料	基礎単価 算定結果
公民館等施設	大集会室 多目的ホール	720	1,380
	会議室	100㎡前後	360
		50㎡前後	230
	料理実習室	360	

## 激変緩和措置

（現行使用料の1.5倍を上限）

多くの施設で値下げとなってしまうため、**下限額の設定**を検討

# 1 値下げとなる施設への対応（変更案）

- ✓ 基礎単価の算定の結果、当該区分の「旧市施設の現行使用料」を下回る場合には、「旧市施設の現行使用料」を基礎単価とする。

**旧市施設の現行使用料 = 基礎単価の下限額**

## 変更後の例

### 赤江公民館

(単位：円/h)

貸室名	現行の使用料	見直し後の使用料			
		旧		新	
		使用料	増減	使用料	増減
大集会室	720	1,080	360	1,080	360
中会議室	360	280	▲ 80	360	0
小会議室	230	180	▲ 50	230	0
実習室	360	160	▲ 200	360	0

### 総合福祉保健センター

(単位：円/h)

貸室名	現行の使用料	見直し後の使用料			
		旧		新	
		使用料	増減	使用料	増減
研修室	440	280	▲ 160	360	▲ 80
視聴覚室	340	280	▲ 60	360	20
調理実習室	340	160	▲ 180	360	20
和室	340	280	▲ 60	360	20

➡ 「公民館等分野」で値下げとなる貸室は、**101室** から **59室\*** に減少

※ 元々、旧市の公民館等よりも使用料が高い会議室等は、変更後も値下げとなる。

## 2 設備使用料の考え方の整理

- ✓ 施設利用の際に使用するかどうかを選択できる**附属設備（冷暖房設備、照明設備など）**にかかる経費は、基本的には、施設使用料の算定に用いる**施設全体の原価（コスト）**に含まれる。

### 使用料算定の基本的な考え方

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$



原価（コスト）の範囲

維持管理費 事業運営費	人にかかる経費	サービスの提供や施設を維持管理する業務に直接従事する職員に要する費用
	物にかかる経費	サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や施設の修理等に要する費用

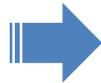
冷暖房設備や照明設備などの維持管理にかかる経費も含む

## 2 設備使用料の考え方の整理

- ✓ 一方、「総合体育館（体育室）」の冷暖房設備や「屋外スポーツ施設」の照明設備は、特定の用途・時間でしか利用されないため、別途使用料を徴収する。
- ✓ ただし、使用料の二重徴収とならないようにするため、これらの施設使用料は、**全体の原価（コスト）**から、**当該設備の維持管理に要するコスト**を控除して算定を行う。

### 設備使用料を別途徴収しない場合

$$\text{施設使用料} = \text{全体のコスト} \times \text{受益者負担割合}$$



見直し後の使用料は、設備使用料を**含めた**額

### 設備使用料を別途徴収する場合

$$\text{施設使用料} = \text{全体のコスト} - \text{設備に要するコスト} \times \text{受益者負担割合}$$

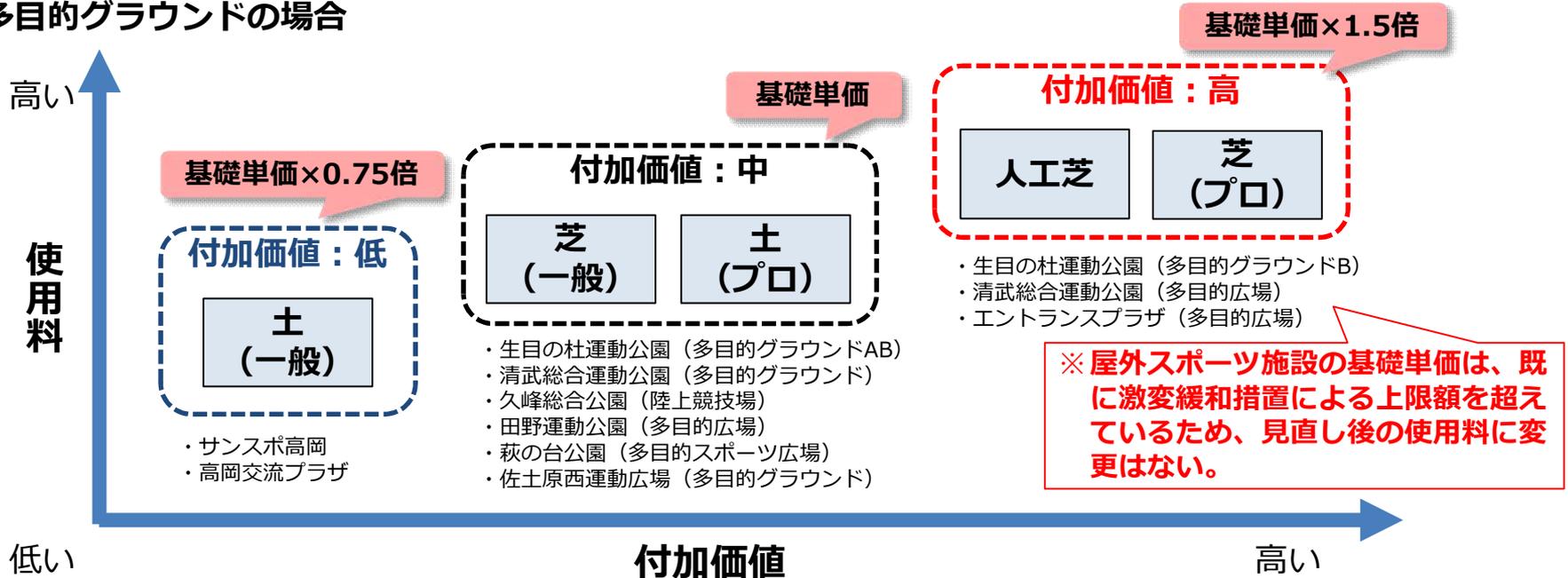


見直し後の使用料は、設備使用料を**除いた**額

### 3 屋外スポーツ施設の考え方の整理

- ✓ 「屋外スポーツ施設」の使用料は、原則、生目の杜運動公園に統一することとしているが、施設によってグラウンドの質が大きく異なる。（芝、土、プロスポーツが使用 など）
- ✓ グラウンドの質により利用者が得る付加価値に差が生じるため、以下のとおり使用料設定の考え方を整理することを検討。

#### 多目的グラウンドの場合



# 3 屋外スポーツ施設の考え方の整理 (変更案)

## 野球場①

基礎単価	施設名	整備状況	付加価値	現行	A	B	C	D	E	備考
					見直し後 (旧)		見直し後 (新)			
					激変緩和あり	激変緩和なし	激変緩和あり	激変緩和なし		
2,520 (3,510)	生目の杜運動公園 (アイビススタジアム)	芝 (プロ)	高	1,680	2,520	3,510	2,520	5,260	基礎単価×1.5	
	清武総合運動公園 (SOKKENスタジアム)	芝 (プロ)	高	630	2,520	3,510	2,520	5,260	基礎単価×1.5	

## 野球場②

基礎単価	施設名	整備状況	付加価値	現行	A	B	C	D	E	備考
					見直し後 (旧)		見直し後 (新)			
					激変緩和あり	激変緩和なし	激変緩和あり	激変緩和なし		
1,260 (3,020)	生目の杜運動公園 (第2野球場)	芝 (プロ)	高	840	1,260	3,020	1,260	4,530	基礎単価×1.5	
	清武総合運動公園 (第2野球場)	芝 (プロ)	高	630	1,260	3,020	1,260	4,530	基礎単価×1.5	
	久峰総合公園	芝 (一般)	中	1,040	1,260	3,020	1,260	3,020		
	田野運動公園	芝 (一般)	中	560	1,060	2,540	1,060	2,540	面積按分	
	天ヶ城公園	芝 (一般)	中	250	840	1,820	840	1,820	面積按分	
	萩の台公園	芝 (一般)	中	840	840	1,820	840	1,820	面積按分	

# 3 屋外スポーツ施設の考え方の整理 (変更案)

## 多目的グラウンド (野球)

基礎単価	施設名	整備状況	付加価値	現行	A	B	C	D	E	備考
					見直し後 (旧)		見直し後 (新)		(単位: 円/h)	
					激変緩和あり	激変緩和なし	激変緩和あり	激変緩和なし		
1,260 (2,160)	生目の杜運動公園 (多目的グラウンドA)	土 (プロ)	中	840	1,260	2,160	1,260	2,160		
	清武総合運動公園 (多目的グラウンド)	芝 (一般)	中	1,080	2,110	3,620	1,260	2,160	生目の杜と同額に変更	
	佐土原西運動広場 (多目的グラウンド)	芝 (一般)	中	0	1,260	2,160	1,260	2,160		
	サンスポーツランド高岡 (多目的グラウンド)	土 (一般)	低	250	1,260	2,160	940	1,620	基礎単価×0.75	
	高岡交流プラザ (多目的グラウンド)	土 (一般)	低	840	1,260	2,160	940	1,620	基礎単価×0.75	

- ※ 清武総合運動公園 (多目的グラウンドA) は、面積按分により使用料を高く設定していたが、今回の整理を踏まえ、生目の杜運動公園と同額に変更。
- ※ 久峰総合公園 (陸上競技場)、田野運動公園 (多目的広場) は、再整理の結果、「多目的グラウンド (サッカー)」の区分に変更。

# 3 屋外スポーツ施設の考え方の整理 (変更案)

## 多目的グラウンド (サッカー)

A B C D E (単位: 円/h)

基礎単価	施設名	整備状況	付加価値	現行	見直し後 (旧)		見直し後 (新)		備考
					激変緩和あり	激変緩和なし	激変緩和あり	激変緩和なし	
1,260 (1,290)	生目の杜運動公園 (多目的グラウンドB天然芝)	芝 (一般)	中	840	1,260	1,290	1,260	1,290	
	生目の杜運動公園 (多目的グラウンドB人工芝)	人工芝	高	1,260	1,890	1,930	1,890	1,930	基礎単価×1.5
	清武総合運動公園 (多目的広場)	芝 (プロ)	高	270	1,260	1,290	1,260	1,930	基礎単価×1.5
	エントランスプラザ (多目的広場)	芝 (プロ)	高	840	1,260	1,290	1,260	1,930	基礎単価×1.5
	萩の台公園 (多目的スポーツ広場)	芝 (一般)	中	840	1,260	1,290	1,260	1,290	
	久峰総合公園 (陸上競技場)	芝 (一般)	中	200	1,260	1,290	1,260	1,290	
	田野運動公園 (多目的広場)	芝 (一般)	中	940	1,260	1,290	1,260	1,290	
	サンスポーツランド高岡 (ゲートボール場)	芝 (一般)	中	220	310	320	310	320	面積按分

# 【参考】変更後の基礎単価一覧

(単位：円/h)

使用料算定区分		A 旧市施設の 現行使用料	B 基礎単価 (激変緩和措置あり)		C-B 増減	増減理由	
			旧	新			
							C 基礎単価 (激変緩和措置あり)
公民館等施設	会議室① (100㎡前後)	360	280	360	80	下限額の設定	
	会議室② (50㎡前後)	230	180	230	50	下限額の設定	
	会議室③ (30㎡前後)	-	100	130	30	会議室②面積按分	
	料理実習室	360	160	360	200	下限額の設定	
スポーツ施設	体育室① (1,500㎡前後)	1,680	2,520	2,430	▲ 90	総合体育館コスト再算定	
	武道場①	840	1,260	1,160	▲ 110	総合体育館コスト再算定	
	屋外スポーツ施設	野球場①	1,680	2,520	2,520	0	
		野球場②	840	1,260	1,260	0	
		陸上競技場	1,680	2,520	2,420	▲ 120	生目の杜コスト再算定
		ドーム	840	1,260	1,260	0	
		多目的グラウンド① (野球)	840	1,260	1,260	0	
		多目的グラウンド② (サッカー)	840	1,260	1,260	0	

※ 屋外スポーツ施設は、殆どが激変緩和措置の対象となっているため、コスト再算定後も、陸上競技場を除き見直し後の使用料は変わらない。